

入札説明書

「令和8年度定期健康診断検査等業務単価契約」

令和8年2月

岡山労働局

目 次

- 1 入札公告
- 2 仕様書
- 3 入札説明書
- 4 付記事項
 - (1) 提出書類
 - (2) 入札方法及び書類等提出方法
 - (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

添付書類

契約書（案）、封書記載例

別添様式類

様式1－1（入札書）
様式1－2（入札書）
様式2（委任状）
様式3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）
様式4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））
様式4－2（入札参加資格確認申請・証明書）
様式4－3（入札参加資格確認申請・証明書）
様式5（入札辞退届）
様式6（開札承諾書）
様式7（入札参加受付票）
様式8（誓約書）
様式9（自己申告書）
別紙（内訳書）
調達についての質問票
入札の流れ

1 入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和8年2月3日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 檜本 俊一

1 調達内容

- (1) 件名 令和8年度定期健康診断検査等業務単価契約
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年11月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による
- (5) 入札方法

入札金額は、「仕様書」に記載した委託業務内容についての総価を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供等」のA等級、B等級又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険及び社会保険の加入が未適用でないこと。また、これらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

4 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
岡山労働局総務部総務課会計第二係 秋山
電話：086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間
交付方法：岡山労働局ホームページ
(<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>)に掲載する。
交付期間：本公告の日から令和8年2月26日（木）午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和8年2月27日（金）午前10時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年3月2日（月）正午

- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
令和8年3月2日（月）午後1時00分開始
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。
- (9) 立入調査の実施
本業務に係る履行状況の監督及び個人情報の漏えい防止等を目的とし、当局担当者による受注業者の作業場所やデータ保管場所への立入調査を行う。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

2 仕様書

健康診断等検査請負仕様書

岡山労働局

1 定期健康診断実施検査項目

- (1) 問診・診察・既往歴
- (2) 身長・体重 (BMI 算出のこと)
- (3) 腹囲
- (4) 血圧検査
- (5) 視力検査
- (6) 聴力検査 (オージオメーターによる)
- (7) 尿検査 (糖・蛋白・ウロビリノーゲン)
- (8) 肝機能検査 (血清トランスアミナーゼ活性測定法 GOT・GPT・γ-GTP)
- (9) 胸部 X 線直接撮影
- (10) 胃部 X 線直接撮影
- (11) 血糖検査 (空腹時血糖又は隨時血糖、HbA1c の数値による)
- (12) HDL コレステロール検査、LDL コレステロール検査、中性脂肪検査
- (13) 貧血検査 (白血球・赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット)
- (14) 心電図検査
- (15) 便潜血反応検査 (2回法)
- (16) 咳痰細胞診 (自己採取法)
- (17) C型肝炎検査 (HCV 抗体価測定)

2 情報機器作業従事職員健康診断実施検査項目

(1) 業務歴の調査

問診票等を用い、現在従事している情報機器作業の概要について調査するほか、必要に応じて作業環境や職務への適応性についても把握する。

(2) 既往歴の調査

問診票等を用い、既往歴について把握する。

(3) 自覚症状の有無の調査

業務歴及び既往歴の調査の結果を参考にしながら、ア、イ及びウの項目について問診票等を用いて問診により行う。

ア 眼疲労を主とする視器に関する症状

イ 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状

ウ ストレスに関する症状

(4) 眼科学的検査

ア 視力検査

(ア) 遠見視力の検査

ふだんの遠方視時 (外を歩くなど) の屈折状態 (裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ) で検査を行い、5 m 視力を測定する。

(イ) 近見視力の検査

ふだんの作業時の屈折状態（裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ）で検査を行い、50cm 視力を測定する。なお、ふだんの情報機器作業距離がより近い場合には30cm 視力を測定する。

(ウ) 40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査。ただし、(3) 自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、(4) ア(ア) 遠見視力又は(4) ア(イ) 近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも0.5以上が保持されている者については、省略して差し支えない。

a 調節機能検査

ふだん情報機器作業を行っている矯正状態での近点距離を測定する。

b 眼位検査

交代遮蔽試験又は眼位検査付き視力計で斜位の有無を検査する。

イ その他医師が必要と認める検査

(5) 筋骨格系に関する検査

ア 上肢の運動機能、圧痛点等の検査

(ア) 指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無

(イ) 筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無

問診において、当該症状に異常が認められない場合には、医師の判断で省略して差し支えない。

イ その他医師が必要と認める検査

3 風しん抗体検査実施検査項目

風しん抗体検査

4 その他

(1) 定期健康診断、情報機器作業従事職員健康診断、風しん抗体検査実施期間

原則として令和8年5月～10月（可能な限り9月まで）とする。

ア 各履行場所における健康診断の実施日については、当局と貴社と調整し、確定するものとする。

イ 受診者数の多い官署については、実施日を複数日設定するものとする。

(2) 履行場所

別紙2のとおりとする。（巡回健診による）

なお、履行場所においてX線撮影車が配置できない場合は、当局と貴社と調整し履行場所を確定するものとする。

(3) 各検査項目における受診人数

別紙3のとおり。ただし、風しん抗体検査については、クーポン利用者を含む。

(4) 医師等の派遣

別紙2の履行場所ごとに、医師1人を派遣すること。医師以外に必要と認められる看護師・技師・補助者等を適宜派遣すること。

(5) 健康診断実施結果報告書

ア 各検査項目における基準値とその内容について示すこと。

イ 上記健康診断の結果に基づき、検査項目ごとに医師の判定（所見）を行うこと。

なお、判定に際しては、次のとおりとする。

(ア) 定期健康診断及び情報機器作業従事職員健康診断

異常なし、放置可、経過観察、要再検査、要精密検査、要治療、治療中

(イ) 風しん抗体検査

陽性、陰性

ウ 報告書式

(ア) 個人保管用

貴社様式で1部を提出すること。

(イ) 岡山労働局提出用

別紙様式（1、2）を電子データで提出すること。

エ 報告期限

令和8年11月30日（月）

(6) 健康診断結果の電子データ（XML形式）での提出

ア 特定健康診査健診項目を受診した共済組合員の特定健康診査結果について電子的標準様式（XML形式）で提出すること。

イ 報告期限

令和8年11月30日（月）

(7) 健康診断票への転記

当局より配付する「健康診断票（1）」及び「健康診断票（2）」（個人別、別紙4-1、4-2）へ転記すること。

なお、貴社様式の提出をもって健康診断票への転記に代えることができる。

(8) X線等撮影車の電源について

X線等撮影車の電源については、別紙履行場所の電源を使用しても差し支えない。ただし、電源コード及び接続等は貴社で行うものとする。

(9) 廃棄物の処理について

健康診断に伴う廃棄物の処理については、貴社で処分するものとする。

(10) 備品・消耗品について

定期健康診断、特殊健康診断、風しん抗体検査で使用する備品・消耗品については、貴社で用意するものとする。

(11) 会場の設営について

会場の設営については、貴社にて設営するものとする。

(12) 守秘義務について

貴社は、当該業務上知り得た如何なる情報についても契約期間満了後も

守秘する義務を負うものとする。

(13) その他

健康診断の実施に当たって、当局と貴社と必要に応じて調整を行うものとする。

履行場所一覧表

No.	官 署 名	所在地	備考
1	岡 山 労 働 局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎	履行場所については、医療機関と調整
2	岡 山 労 働 基 準 監 督 署	岡山市北区大供2-11-20	履行場所については、医療機関と調整
3	倉 敷 労 働 基 準 監 督 署	倉敷市大島407-1	履行場所については、医療機関と調整
4	津 山 労 働 基 準 监 督 署	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	津山公共職業安定所と同じ所在地 履行場所については、医療機関と調整
5	笠 岡 劳 働 基 準 监 督 署	笠岡市笠岡5891	笠岡公共職業安定所と同じ所在地 履行場所については、医療機関と調整
6	和 気 劳 働 基 準 监 督 署	和気郡和気町福富313	履行場所については、医療機関と調整
7	新 見 劳 働 基 準 监 督 署	新見市新見811-1	履行場所については、医療機関と調整
8	岡 山 公 共 職 業 安 定 所	岡山市北区野田1-1-20	履行場所については、医療機関と調整
9	津 山 公 共 職 業 安 定 所	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	津山労働基準監督署と同じ所在地 履行場所については、医療機関と調整
10	津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	履行場所については、医療機関と調整
11	倉 敷 中 央 公 共 職 業 安 定 所	倉敷市笹沖1378-1	履行場所については、医療機関と調整
12	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111	履行場所については、医療機関と調整
13	倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	履行場所については、医療機関と調整
14	玉 野 公 共 職 業 安 定 所	玉野市築港2-23-12	履行場所については、医療機関と調整
15	和 気 公 共 職 業 安 定 所	和気郡和気町和気481-10	履行場所については、医療機関と調整
16	和氣公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227	履行場所については、医療機関と調整
17	高 梁 公 共 職 業 安 定 所	高梁市段町1004-13	履行場所については、医療機関と調整
18	高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	履行場所については、医療機関と調整
19	笠 岡 公 共 職 業 安 定 所	笠岡市笠岡5891	笠岡労働基準監督署と同じ所在地 履行場所については、医療機関と調整
20	西 大 寺 公 共 職 業 安 定 所	岡山市東区西大寺中1-13-35NTT西日本西大寺ビル	履行場所については、医療機関と調整

令和8年度定期健康診断受診予定者数一覧表(常勤・再任用+非常勤)

※令和7年度実績を基に計算

所属	問診・診察		身長・体重		腹囲		血圧		視力		聴力		尿		肝機能		胸部X線		胃部X線		血糖		HDL・LDL・中性脂肪		貧血		心電図		便潜血		喀痰細胞		C型肝炎	VDT		風しん		報告書(WEB)		XML		
	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等	職員	非常勤等						
総務課	14	7	14	7	14	7	14	7	14	7	14	7	14	7	14	6	14	7	0	4	6	6	6	6	6	5	6	2	6	0	0	3	2	0	0	14	7	14	7			
徴収室	7	13	7	13	7	13	7	13	7	12	7	13	7	13	7	13	7	12	1	3	2	12	2	12	3	12	2	11	1	0	0	1	10	0	2	8	13	7	13			
雇用室	7	15	7	15	7	15	7	15	7	15	7	15	7	15	7	15	4	8	4	14	1	4	14	4	14	4	14	3	1	3	1	0	0	1	1	6	1	0	7	18	7	15
監督課	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	2	0	3	1	3	1	3	1	0	0	0	1	1	0	0	6	2	4	1					
賃金室	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0				
健安課	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	3	2	4	2	4	2	5	2	4	2	4	2	0	0	0	0	0	5	2	4	2			
補償課	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16	2	5	2	14	2	14	2	13	0	0	0	1	4	0	0	3	16	2	16					
安定課	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	2	0	2	4	2	4	2	4	1	4	2	4	2	3	0	0	0	2	2	0	0	4	9	4	8	
職対課	5	28	5	28	5	28	5	28	5	28	5	28	5	28	5	28	4	28	5	28	2	8	4	23	4	23	4	23	4	21	1	1	0	0	0	1	5	29	5	28		
需調室	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	0	2	1	4	1	4	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	1	5	1	5				
訓練課	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1						
岡山署	25	6	25	6	25	6	25	6	25	6	25	6	24	6	25	6	25	6	1	5	4	6	4	6	4	6	4	6	0	0	0	31	15	0	2	32	15	25	6			
倉敷署	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	1	1	8	2	7	2	7	2	5	2	1	0	3	0	1	0	16	2	14	2				
津山署	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	5	0	1	2	3	2	3	2	3	1	2	0	1	2	0	1	10	5	5	4					
笠岡署	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	0	0	2	2	2	1	4	3	2	2				
和気署	3	4	3	4	3	4	3	3	3	4	3	4	3	4	3	4	3	2	0	2	3	4	3	4	3	3	0	2	0	0	2	0	0	0	3	4	3	4				
新見署	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	1	3	1	3	1	3	0	0	0	4	3	0	0	4	3	3	3						
岡山所	27	42	27	42	27	42	27	42	27	42	27	42	27	42	27	42	27	41	2	17	10	38	10	38	9	38	7	34	0	2	2	13	20	3	2	34	49	27	42			
津山所	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	3	5	7	10	7	10	7	10	6	9	0	2	0	4	11	0	0	12	16	12	11			
美作出張所	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	0	2	1	6	1	6	1	6	0	4	0	0	2	5	0	0	3	7	3	7				
倉敷中央所	22	37	22	37	22	37	22	37	22	37	22	37	22	37	22	37	22	37	5	13	13	31	12	31	13	31	9	30	3	1	0	14	35	1	1	29	43	22	37			
総社出張所	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	0	1	0	4	0	4	0	4	0	4	0	1	0	0	1	0	1	4	1	4	1					
児島出張所	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	6	0	5	0	7	0	7	0	7	0	7	0	0	2	3	0	0	3	7	2	7				
玉野所	2	9	2	9	2	9	2	9	2	9	2	9	2	9	2	9	1	5	1	9	1	9	2	9	1	8	0	0	0	3	2	0	0	4	9	2	9					
和気所	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7	0	0	1	6	1	6	1	6	0	6	1	0	0	1	6	0	1	3	9	2	7					
備前出張所	2	6	2	6	2	6	2	6																																		

健康診断実施結果報告書

- ① 氏名については、事前に配付した「令和8年度定期健康診断等受診者名簿」の順番に記載すること。
 - ② 労働局においては、各課・室ごと、労働基準監督署及び公共職業安定所においては、各署所ごとに別様とすること。また、職員と非常勤職員においても別様とすること。
 - ③ 年齢については、令和9年3月31日現在とすること。
 - ④ 項目別判定区分 【健康診断】 A(異常なし) B(放置可) C(経過観察) D(要再検査) E(要精密検査) F(要治療) G(治療中) 【風しん抗体検査】 陽性 陰性 を記載すること。

様式1(その2)

健診機関名

医師氏名

胸部X線			胃部X線			HbA1c			HDL			LDL			中性脂肪			貧血					心電図		便潜血			喀痰			C型肝炎			風しん	
撮影法	判定	所見	撮影法	判定	所見	%	判定	所見	mg/dl	判定	所見	mg/dl	判定	所見	mg/dl	判定	所見	ヘモグロビン	白血球	赤血球	血球容積	判定	所見	判定	所見	判定	所見	判定	所見	HCV抗体価	判定	所見	抗体価	判定	
				</																															

情報機器作業従事職員健康診断実施結果報告書

- ① 氏名については、事前に配付した「令和8年度定期健康診断等受診者名簿」の順番に記載すること。
 - ② 労働局においては、各課・室ごと、労働基準監督署及び公共職業安定所においては、各署所ごとに別様とすること。また、職員と非常勤職員においても別様とすること。
 - ③ 年齢については、令和9年3月31日現在とすること。
 - ④ 項目別判定区分：A(異常なし) B(放置可) C(経過観察) D(要再検査) E(要精密検査) F(要治療) G(治療中) を記載すること。

健診機関名

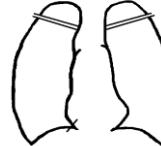
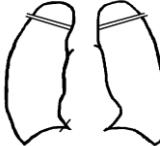
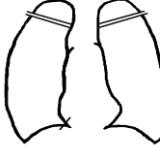
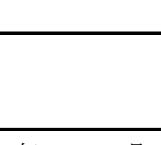
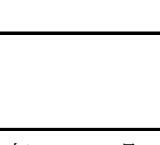
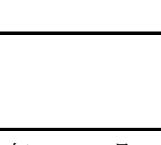
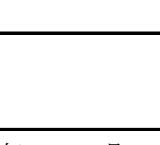
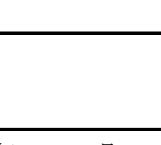
醫師氏名

健 康 診 断 票 (1)

No. _____

厚 生 労 働 省

氏 名				男 女	昭和 平成	年	月	日生	所 属	(署・所 年 月)						
														局	部	課 (署・所 年 月)
既 往 歴										局	部	課 (署・所 年 月)				
										局	部	課 (署・所 年 月)				
受 診 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日					
自覚症状と異常所見																
身 長	cm		cm		cm		cm		cm		cm					
体 重	kg		kg		kg		kg		kg		kg					
腹 囲 (B M I)	cm ()		cm ()		cm ()		cm ()		cm ()		cm ()					
聴 力	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左				
色 覚																
視 力 (矯正)	右	()	左	()	右	()	左	()	右	()	左	()				
血 壓	/		/		/		/		/		/					
喀 痰 細 胞 診																
尿	蛋白()	糖()	ウロビリ()		蛋白()	糖()	ウロビリ()		蛋白()	糖()	ウロビリ()					
便 潜 血	①()	②()		①()	②()		①()	②()	①()	②()	①()	②()				
肝 機 能	GOT		ZTT		GOT		ZTT		GOT		ZTT		GOT		ZTT	
	GPT		γ -GTP		GPT		γ -GTP		GPT		γ -GTP		GPT		γ -GTP	
脂 質	LDLコレ	()		LDLコレ	()		LDLコレ	()		LDLコレ	()		LDLコレ	()		
	HDLコレ	()		HDLコレ	()		HDLコレ	()		HDLコレ	()		HDLコレ	()		
	中 脂	()		中 脂	()		中 脂	()		中 脂	()		中 脂	()		
尿 酸	尿 酸	()		尿 酸	()		尿 酸	()		尿 酸	()		尿 酸	()		
血 糖	血 糖	HbA1c ()		血 糖	HbA1c ()		血 糖	HbA1c ()		血 糖	HbA1c ()		血 糖	HbA1c ()		
血 液	赤血球		白血球		赤血球		白血球		赤血球		白血球		赤血球		白血球	
	血色素		血球容積		血色素		血球容積		血色素		血球容積		血色素		血球容積	
心 電 図																
その他の検査																

氏名						
X 線 所 見	胸 部	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		No.	No.	No.	No.	No.
						
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		No.	No.	No.	No.	No.
						
	胃 部	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		No.	No.	No.	No.	No.
年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	
No.	No.	No.	No.	No.		
						
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
No.	No.	No.	No.	No.		
指導区分						
検査医師印						
事後措置						

健 康 診 斷 票 (2)

No.

厚生労働省

血 壓						
平 衡 機 能						
皮 膚・粘 膜						
指 力						
頸 部 X 線	No.	No.	No.	No.	No.	No.
神 経 系						
尿	蛋白()糖()					
肝 機 能	ウロビリ()					
血 沈	1° 2°	1° 2°	1° 2°	1° 2°	1° 2°	1° 2°
全血比重						
血 色 素						
赤 血 球	×10 ⁴					
白 血 球						
液	中好球 % 酸好球 % 塩基好球 % リンパ球 % 单球 %					
被ばく経歴の評価						
胃 腸	X線間・直接 No.					
そ の 他						
指 導 区 分						
検査医師印						
事 後 措 置						

健康診断等検査請負仕様書

I 放射線業務従事職員健康診断実施検査項目

- (1) 被ばく歴の有無
- (2) 白血球数及び白血球百分率の検査
- (3) 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- (4) 白内障に関する眼の検査
- (5) 皮膚の検査
- (6) (2)、(4) 及び (5) に掲げる項目 ((2) にあっては、白血球百分率の検査に限る。) については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

II その他

(1) 健康診断実施期間

原則として令和8年5～10月中とする。

健康診断の実施日については、当局と貴社と調整し確定するものとする。

(2) 各検査項目における受診予定人数

別紙1のとおり。（令和7年度実績による）

(3) 健康診断票への転記

健康診断の結果を当局より配付する「放射線業務従事職員健康診断個人票（別紙2）」へ転記すること。

(4) 守秘義務について

貴社は、当該業務上知り得た如何なる情報についても契約期間満了後も守秘する義務を負うものとする。

(5) その他

健康診断実施にあたり、必要に応じて当局と貴社と調整を行うものとする。

別紙1

令和7年度放射線業務従事職員健康診断 受診対象者名簿

放射線業務従事職員健康診断個人票

氏名					性別	男・女	生年月日	年月日
放射線業務の経歴		期間	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで		①前回の健康診断までの実効線量 mSv (mSv)	
		業務名						
②被ばく歴の有無								
③判定と処置								
健 康 診 断 年 月 日								
現 在 の 業 務 名		管理区域内において監督指導等業務	管理区域内において監督指導等業務	管理区域内において監督指導等業務				
前回の健康診断後に受けた線量	実効線量	外部被ばくによるもの(事故等によるものを除く。) (mSv)						
		内部被ばくによるもの(事故等によるものを除く。) (mSv)						
		④事故等によるもの (mSv)						
		計 (mSv)						
	等価線量	眼水晶の体	事故等によるものを除くもの (mSv)					
⑤事故等によるもの (mSv)								
計 (mSv)								
皮膚		事故等によるものを除くもの (mSv)						
		⑤事故等によるもの (mSv)						
	計 (mSv)							
白 血 球 数 (個/ mm^3)								
血 液	白血球百分率	リンパ球 (%)						
		单球 (%)						
		異形リンパ球 (%)						
		好中球分葉核 (%)						
		好酸球 (%)						
		好塩基球 (%)						
	赤血球数 (万個/ mm^3)							
	血色素量 (g/dl)							
	ヘマトクリット値 (%)							
	その他の							
眼	水晶体の混濁 (有無)							
皮膚	発赤 (有無)							
	乾燥又は縦じわ (有無)							
	かい 潰瘍 (有無)							
	爪の異常 (有無)							
その他の検査								
全身的所見								
自觉的訴え								
参考事項								
⑥医師の診断								
健康診断を実施した医師の氏名								
⑦医師の意見								
意見を述べた医師の氏名								

備考

- 1 ①の欄は、平成13年4月1日以降の実効線量の合計を記入すること。また、同欄の()内には平成13年3月31日以前の集積線量を記入すること。
- 2 ②の欄は、被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項を記入すること。
- 3 ③の欄は、本票記載の健康診断又は検査までの期間に採られた放射線に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。
- 4 ④の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事、(3)放射性物質の摂取、(4)傷創部の汚染及び(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体の汚染によって受けた実効線量又は推定量(受けた実効線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因)を記入すること。
- 5 ⑤の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事及び、(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体の汚染によって受けた等価線量又は推定量(受けた等価線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因)を記入すること。
- 6 ⑥の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 ⑦の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

仕様書【個人情報の取り扱い及び契約条項の遵守に係る事項】

1. 受注者に求められる要件

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (2) 過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (3) 作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。

2. 個人情報の取扱いについて（情報管理体制）

- (1) 受注者は、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）を提出すること。提出した名簿及び書面の内容に変更がある場合は事前に岡山労働局へ申請し、承諾を得なければならないこと。

（確保すべき体制）

- ・情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
- ・受注者が本業務で知り得た情報について、岡山労働局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- ・受注者が本業務で知り得た情報について、岡山労働局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

- (2) 個人情報の漏えい等事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について直ちに報告すること。併せて、「個人情報漏えい等事案発生報告書」（様式1）により、報告するとともに、岡山労働局の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

3. 契約条項遵守事項について

（1）立ち入り調査の実施について

岡山労働局が必要であると判断した場合は、本業務の履行状況を確認するため、岡山労働局担当者が、履行開始時から約1か月以内に受注業者の作業場所やデータ保管場所に立ち入り、調査する。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用

している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

(2) 通報窓口の設置（通報窓口の周知）

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を「通報窓口の周知完了報告書」（様式2）により岡山労働局に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありましたら、次の専用窓口までご連絡ください。

（通報窓口） 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

（1）書面（郵送）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

（2）FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

（3）メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp（専用メールアドレス）

(3) 管理体制について

本業務を実施するにあたって、責任者を選任すること。また、責任者の職名・氏名・作業従事人数等の管理体制について書面で報告を行うこと。

(4) 定例会議（打合せ）について

作業の進捗状況を確認するため、岡山労働局と受注者は、会議（打合せ）を定期的に行うこととする。

(5) 問題発生時の報告について

作業スケジュールに大幅な遅延等の問題が生じた場合は岡山労働局にその問題の内容を報告すること。

4. 契約履行後のデータ廃棄の確認

- (1) 本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は岡山労働局から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式3を岡山労働局に提出すること。
- (2) 上記に係る履行期限は令和8年11月30日（月）とする。

※個人情報の漏えい事案及び作業スケジュールの遅延等が発生した場合の連絡先

岡山労働局総務課 電話番号086-225-2011

様式 1

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第　　報)

受注者名

発生場所

発注者への本報告書発送年月日　　年　　月　　日　曜日　　(発覚から 営業日)

(1)発注者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

様式 2

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受注者名

当社が岡山労働局と契約しました「令和8年度定期健康診断検査等業務単価契約」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

様式 3

令和　年　月　日

「令和 8 年度定期健康診断検査等業務単価契約」に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)

- ・ ①電磁的記録媒体 - ②裁断
 - ・ ①紙媒体 - ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ - ②データ消去
 - ・ その他 ①(媒体等の種類を記載) — ②(廃棄方法を記載)
- ※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

令和　年　月　日

※上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

3 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するものほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 令和8年度定期健康診断検査等業務単価契約
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～令和8年11月30日
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は、「仕様書」に記載した委託業務内容についての総価を記入すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供等」のA等級、B等級又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険及び社会保険の加入が未適用でないこと。また、これらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約

の履行が確保される者であること。

- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を令和8年2月27日（金）午前10時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年3月2日（月）正午

※電子調達システムに到着するように提出すること（令和8年2月3日（火）午前9時以降、提出可能であること）。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年3月2日（月）正午

※令和8年2月3日（火）午前9時以降、提出可能であること。

※郵送による入札書の提出を認める。（到達時間厳守のこと。）

ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1の様式にて作成し、直接提出する場合は、別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出する。

なお、代理人が入札する場合は、様式1-2の様式を使用するものとし、委任状（様式2）は、入札書封筒とは別にし、提出すること。

※郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札書に添付して提出することが求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備ある添付書類を提出した者のした入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。
なお、電子入札においては、復代理人による入札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時までに様式2による委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。
- 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年3月2日（月）午後1時00分

場所：岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局

(2) 電子入札による入札の場合

電子入札により入札書を提出した場合には立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5(2)②の連絡先へ連絡すること。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。また、事前に「開札承諾書」(様式6)を提出しておくこと。開札の結果は電話等で連絡する。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

下記再度入札となる場合、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があるため留意すること。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。調査に当たって求める資料は以下のとおり。）
 - ・当該価格により入札した理由及び積算の妥当性が分かるもの（価格内訳書、工程表を含む）
 - ・契約の履行体制
 - ・契約期間中における他の契約請負状況

- ・手持機械その他固定資産の状況
 - ・国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況（※契約実績）
 - ・経営状況（設立・営業品目・資本金等（直近の財務諸表、全部事項証明））
 - ・信用状況（※賃金不払い及び下請代金支払い遅延状況等）
 - ・個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制）
- ② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不適当であると認められる場合
- イ 落札者となるべき者が二以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この入札説明書、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4-2及び添付書類等を、令和8年2月27日（金）午前10時までに提出しなければならない。

また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 支払条件
別添「契約書（案）」に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(5) 再委託に関する事項

落札者は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が2分の1未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。（再委託する場合には、所定の様式（再委託に係る承認申請書）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。）

業務の一部について再委託が認められた場合、再委託先に対し、年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことを予め徹底すること。

- (6) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (7) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

(8) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(9) 入札情報の公開

電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

(10) 留意事項

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| ・ヘルプデスク | 0570-000-683 |
| ・ホームページ | https://www.p-portal.go.jp/ |

4 付 記 事 項

1 提出書類

(1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(2) 入札に参加しようとするものは、次に掲げる各書類（様式）を令和8年2月27日（金）午前10時までに提出すること。

①入札参加資格確認申請・証明書（様式4-3）【電子入札】

②入札参加資格確認申請・証明書（様式4-2）【紙入札】

③資格審査結果通知書 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書（写）【電子入札】【紙入札】

④電子入札案件での紙入札方式での参加について（様式3）【紙入札】

⑤開札承諾書（様式6）【紙入札】

⑥入札参加受付票（様式7）【紙入札】

⑦誓約書（様式8）【電子入札・紙入札】

⑧自己申告書（様式9）【電子入札・紙入札】

⑨受診可能項目が確認できる資料、パンフレット等【電子入札・紙入札】

⑩「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していることが確認できる資料【電子入札・紙入札】

上記①・③・⑦・⑧・⑨・⑩【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。

②～⑩【紙入札】の書類の提出にあっては、郵送可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ることについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年2月27日（金）午前10時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和8年3月2日（月）午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年2月3日

（火）午前9時から令和8年3月2日（月）正午までに入札書の提出が必須となる（電子入札参加・紙入札参加とともに）ため、注意すること。

入札書の提出にあたり内訳書を求めている場合は、調達システムによる場合には当該内訳書をデータ（P D F もしくはW o r d 形式により）添付とし、入札書と併せて提出すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること（入札書封筒とは分けること）。

- 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係 秋山

電話：086-225-2011